

令和6年度に福井県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領 (県外在住者用)

他の都道府県から福井県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとする。

1 狩猟者登録申請書の提出先

(1) 猟友会員※1

一般社団法人 福井県猟友会

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 福井県職員会館ビル4階

TEL 0776-22-7206/FAX 0776-97-8801

※1 猟友会員は、原則として、各都道府県猟友会で取りまとめ、別紙様式を添付し福井県猟友会へ一括して提出してください。

狩猟免許・狩猟事故共済普通保険契約者証の写しに各都道府県猟友会会長の「原本と相違ないことを証する」日付の記入と証明印がない場合は受付できません。

福井県エネルギー環境部自然環境課にご相談ください。

(2) 個人（猟友会員ではない場合等）

福井県エネルギー環境部自然環境課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0306/FAX 0776-20-0635

2 提出書類

- (1) 狩猟者登録申請書 申請免許数×1部
- (2) 狩猟税申告書 申請免許数×1部
- (3) 狩猟免許を有することを証明するものとして、狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免許（当該登録年度に発行したものに限る。）または、一般社団法人である都道府県猟友会会長が原本と相違ないことを証明した狩猟免許の写し（当該登録年度に発行したものに限る。）※2 1部
※2 狩猟免許（原本）の提示（申請者又は申請者の代理人が持参して提示する場合に限る。）した場合は不要
- (4) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の狩猟災害共済事業の被共済者であることの証明書（3,000万円以上）、もしくは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書（3,000万円以上）または、資産に関する市町村長等が発行した証明書 1部
- (5) 証明写真〔カラーコピー不可、最近6カ月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のライカ版（3.0×2.4cm）〕 1枚+申請書数×1枚
裏面に氏名、撮影年月日を必ず明記し、1枚を申請書の所定欄に貼付すること。

3 狩猟税、狩猟者登録手数料および郵送料等

(1) 狩猟税

区 分	狩 猟 税
(ア) 網猟またはわな猟で下記(イ)以外の者	8,200 円
(イ) 網猟またはわな猟で当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者または扶養親族に該当する者（農業、水産業または林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	5,500 円
(ウ) 第一種銃猟で下記(エ)以外の者	16,500 円
(エ) 第一種銃猟で当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者または扶養親族に該当する者（農業、水産業または林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	11,000 円
(オ) 第二種銃猟	5,500 円

(イ) (エ) に該当する方は、市町村長の発行した証明書が必要となります。

(2) 狩猟者登録手数料 1 件につき **1,800 円**

(3) 狩猟税および手数料等の納付方法

狩猟税、狩猟者登録手数料は、口座振込とする。(他の方法は一切受け付けません。)

【振込先】

福井銀行県庁支店

口座名義 一般社団法人 福井県猟友会

口座番号 普通預金口座 0056425

(4) 狩猟者登録証等の送付方法

【猟友会員（猟友会取りまとめで申請される場合）】

狩猟者登録証等の送付は、都道府県猟友会へ一括して送付します (料金着払い)

【個人（猟友会員ではない場合等）で申請される場合】

レターパックプラス（600 円）に、届け先の住所、氏名、電話番号を記入し、申請書等を提出する際に同封してください。

4 受付期間

(1) 令和6年9月2日（月）から、一般社団法人福井県猟友会および福井県エネルギー環境部自然環境課で受付を開始します。

ただし、受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日は受付業務を行いません。

(2) 令和6年9月24日（火）までに申請書が到着しないときは、初猟日（11月1日）までに狩猟者登録証の交付ができないことがあります。

5 その他

(1) 申請書記載事項欄に記入のないものや不備な書類は受理しないので、十分留意してください。

- (2) 申請書には、確実に連絡の取れる連絡先の電話番号（市外局番・局番・番号）を必ず記入してください。
- (3) 申請書の審査に一定の期間を要します。狩猟者登録証の即日交付は行いません。
- (4) 猟友会員は、申請書はできるだけ個人扱いを避け、猟友会で一括申請すること。
この場合、別記様式による送付書を付して送付すること。

7 注意事項

福井県では、豚熱(C S F)ウイルスが確認されています。イノシシへの豚熱(C S F)が確認された地点から半径10kmの区域(感染確認区域)で捕獲したイノシシおよびその肉・内臓・血液・皮などは、感染確認区域外へ持ち出しはできません。以上のことを理解のうえ、狩猟者登録申請すること。

